

基本的考え方について

2015.2.13

伴英幸（原子力資料情報室）

1. 福島原発事故を受けて多くの市民が原発からの撤退を願うようになったことから、原子力委員会の基本的考え方はそれに沿って整理されていくべきだと考える。原子力委員会への信頼を回復するためにもこの姿勢で臨むべきだと考えている。
2. 原子力委員会の位置づけが変わった
 - ① 原子力委員会見直し有識者会議報告「新委員会は、原子力利用の推進ではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動することとなるため、エネルギーに関する原子力利用を担う経済産業省や原子力の研究開発を担う文部科学省ではなく、原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の調整を所掌とする内閣府に設置することが適当である」とされている。
 - ② 総合資源エネルギー調査会電気・ガス事業分科会放射性廃棄物 WG の「中間とりまとめ」でも上記が引用され、第3者評価機関として原子力委員会を位置付けている。
 - ③ 原子力委員会設置法改正に関する国会審議を経て基本的考え方をまとめることになったが、これは有識者会議の報告書の方向で整理することが望ましい。
3. 諸課題
 - 福島原発事故対応の政策的方向
 - ① 一人一人の被災者に寄り添った対応をすることであり、避難状態の早期解消が早期帰還だけを意味してはいけない。帰還を希望しない避難者へも仕事や生活への支援が必要。これは、放出放射能による被ばくの判断によるところが大きいと考えられるが、少なくとも現行法令は原子力活動による被ばく限度は一般人に対して1 mSv/y であるから、これに従った管理をするべきだ。さらに、住民には被ばくによるリスクをきちんと伝えるべきである。管理は専門家に任せおき、一般市民は「笑っていれば癌が逃げていく」という説明が通用する時代ではない。かえって不信感を増幅させている。

- ② 東電救済より確実な事故処理を優先すべきである。凍土壁導入の経緯を顧みると東電救済が優先していることが理解できる。
- 再処理・プルトニウム利用
 - ① 余剰プルトニウムを持たない国際公約を敢然と果たすこと。机上の計画でよしとする従来の姿勢からより厳しく踏み出すべき。日本のプルトニウム保有にいつそう厳しい海外の目が向けられている。
 - ② 「オバマ政権内において『日本が再処理を放棄するのが望ましい』との点で議論はない。むしろ議論しているのは、日本にそれを働きかけるか、働きかけると逆効果を招くかどうかだ」（「日米<核>同盟」太田昌克著、岩波新書 2014 年 8 月）
 - ③ 電力システム改革が進む中では、経済的メリットのないことが明らかな再処理を電力 10 社が維持することは困難と考えられる。このことは原子力小委員会の中間整理に示された以下の認識に示されている「事業者が共同実施してきた核燃料サイクル事業について、今後、自由化により事業者間の競争が進み、また原発依存度が低減していく中においても、安定的・効率的な事業実施が確保されるよう～検討を進めるべき」（総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会「中間整理」）。しかし、再処理事業継続の説得力ある意義は見いだせない。福島原発事故の経験を踏まえて、再処理からの撤退へむけた諸課題（日本原燃の整理、再処理積立金処理、立地自治体への影響緩和など）の整理を進めるべき。
- 高速増殖原型炉「もんじゅ」は中止して、改めて高速炉開発の是非を問い直すべき。
 - ① 政策的位置づけがエネルギー安全保障から放射性廃棄物減容・有害度低減変わった。しかし、「もんじゅ」でどのように可能なのかの説明はない、またその評価も示されていない。
 - ② 廃棄物の減容化・有害度低減の実用化は期待できないと考えているが、少なくとも、再処理を前提とするこの方法の総合的な評価（費用負担含めて）を行うべきだ。
- 放射性廃棄物の処理・処分問題
 - ① 日本学術会議の提言に含まれているように、処分することになる放射性廃棄物の上限を確定することが、処分地選定の前提になると考

えている。旧原子力委員会は原子力推進の役割を担っていたため、発生量の上限確定は言い出せなかったが、新委員会は推進の役割から解放されたため、この提言を選択肢として受け入れることができるだろう。

- ② 現行計画にある地層処分方法が唯一の方法ではなく、他の選択肢の可能性を研究するべきだ。また、この立ち位置から、経産省や文科省の研究開発を管理するべきだ。
- ③ また、その際、長期暫定保管や使用済み燃料の直接処分（これは避けられない）も選択肢として扱っていくべきだ。
- ④ 上述（2.②）のように、第3者機関として国やNUMOの提供する情報や活動が透明性と客観性を持ち、公正であることを評価する役割が原子力委員会に与えられようとしている。「同会議報告書（平成25年12月10日）では、原子力委員会のあり方について、『原子力利用の推進を担うのではなく、原子力に関する諸課題の管理、運営の視点から活動することとし』、放射性廃棄物の処理・処分を『今後重要性が高まる事務』と捉え、そして『関係省庁との役割分担の下で、実施に責任を持つ省庁とは異なる立場で技術オプションの評価等を行う意義はある』、また、『新委員会が省庁横断的に検討を行う役割を担う意義はある』との方向性が示されている。今後、このような形で社会的信頼を得られる新しい組織が設立されるのであれば、そうした組織に第三者評価の役割を担ってもらうことも1つの選択肢であると考え」（中間とりまとめ31p）。その後の議論ではこの選択肢で進むことになりつつある。一般には原子力委員会は原子力の推進機関と受け止められているので、推進機関でないことを明瞭に示し、相当の覚悟と組織的充実を持って対応しないと、原子力委員会への信頼および政府やNUMOへの信頼は得られず、処分地選定問題は暗礁に乗り上げることになると考えている。